次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、(権限の委任)	次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、(権限の委任)
で定める期間は、一年とする。 (法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令の法が出版) (法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令で定める期間)	宅等をいう。)にあつては、二年)とする。 関(平成十二年建設省令第二十号)第一条第四号に規定する共同住 一ト造の共同住宅等(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規 一ト造の共同住宅等(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規 で定める期間は、一年(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリ (法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令
(添付書類) (添付書前) ((添付書類) (添付書前) (添付書類) (添付書類) (添付書前)
改正前	改正後

が自ら行うことを妨げない。十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方

| 十 | ~ | | 十 | (略)

が自ら行うことを妨げない。十九号まで及び第二十六号に掲げる権限については、国土交通大臣整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方

一~十九 (略)

(新設)

北海道開発局長も当該権限を行うことができる。開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及びに関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道第二号に規定する事務所(以下本条において「支店等」という。)前項第十三号、第十六号から第十九号まで及び第二十六号に掲げ